

## 公 告

奈良県総合医療センターパブリックエリア什器備品導入業務について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集します。

平成29年10月26日

地方独立行政法人奈良県立病院機構  
奈良県総合医療センター  
院長 菊池 英亮

### 1 募集の概要

#### (1) 名称

奈良県総合医療センターパブリックエリア什器備品導入業務

#### (2) 場所

奈良県総合医療センター

住所：奈良県奈良市七条西町2丁目地内

#### (3) 規模

病床数 540床

#### (4) 内容

新センターにおいて、「奈良県総合医療センターパブリックエリア什器備品導入業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）に定めた、什器備品の導入を行う。

#### (5) 納入期限

平成30年3月9日（金）まで

#### (6) 契約保証金

地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第27条による。

### 2 参加資格条件

本プロポーザルの参加資格条件として、次の条件をすべて満たし、事業契約期間において確実に業務を遂行する能力も有する者とする。

(1) 本業務の受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

① 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

② 法人等を設立して5年以上経過しており、財政状況、損益状況及び資金状況が良好であること。

③ 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。

④ 国内において、過去3年以内に、病床数300床以上を有する病院において3件以上、導入実績を有する事。

⑤ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の

刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。

- ⑥ 公告日から本業務の企画提案書類の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ⑦ 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- ⑧ 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑨ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑩ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑪ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑫ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑬ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

### 3 失格事項

次のいずれかに該当する者はプロポーザルの参加資格を取り消す。

- (1) 企画提案書を提出期限までに提出しなかった者
- (2) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (3) 特別の事情なくプレゼンテーション等の開始時間に遅れた者又は出席しなかった者
- (4) 本プロポーザルの手続き期間中に参加資格条件を満たさなくなった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、実施要領に定める手続き、方法等を遵守しない者

### 4 手続等

- (1) 問い合わせ先

〒631-0846

奈良市平松一丁目30番1号

奈良県総合医療センター 新センター開設推進部 新センター開設推進課

電話番号 0742-46-6001（内線2701）

メールアドレス sogo-junbi@nara-pho.jp

- (2) 奈良県総合医療センターパブリックエリア什器備品導入業務仕様書の交付
- ア 交付期間 公告日から平成29年11月7日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除く)。ただし、11月7日(火)は午後3時までとする。
- なお、配付を希望する者は、希望日時を上記4(1)問い合わせ先に事前に電話にて連絡すること。
- イ 交付場所 上記4(1)問い合わせ先に同じ。

(3) その他

参加申請書の提出、質問の受付、企画提案書類の提出、プレゼンテーション、留意事項については、実施要領に示すところによる。

5 最優秀提案者の選定

実施要領に示すところによる。

6 契約の不締結

実施要領に示す最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等が暴力団員であるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る下請契約に当たって、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(6)に該当する場合を除く。)において、当センターが当センターとの契約の相手方に対して下請契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

7 契約の解除

契約締結後、契約者について、上記6の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又は本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、その旨を当センターに報告せず、若しくは警察に届け出なかったときは、契約を解除することがある。

また、契約を解除することとなった場合は、損害賠償義務が生じるため、これに応じなければならない。

なお、上記6中、「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

## 8 その他

- (1) 本業務の提案への参加に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書類等は返却しない。